

# 人権かながわ

横浜弁護士会人権擁護委員会

# 2015



撮影：委員 福田 護

## Contents

2	● 巻頭言 .....	横浜弁護士会会長 竹 森 裕 子
3	● 憲法問題に対する横浜弁護士会の取組み .....	副委員長 千木良 正
5	<b>特集</b> ■ マイノリティと人権	
	阿部教授が私たちに突きつけたもの～ヘイトスピーチに関する講演から .....	委員 姜 文 江
	差別されている子どもたち～朝鮮学校の生徒たち～ .....	委員 高 橋 瑞 穂
	調停委員・司法委員および人権擁護委員の実質的国籍要件について .....	副委員長 櫻 井 みぎわ
	刑務所における書籍閲覧不許可に対する勧告事件 .....	委員 小 宮 玲 子
11	● 自衛隊機の夜間飛行に差止め命令 — 苦節40年の厚木基地騒音訴訟に光明 — .....	委員 福 田 護
13	● 部会報告 両性の平等に関する部会 .....	部会長 斉 藤 秀 樹
	外国人の権利に関する部会 .....	部会長 小豆澤 史 絵
	働く人の権利に関する部会 .....	部会員 石 畑 晶 彦
16	● 委員会報告 2015年の人権擁護委員会の活動について .....	委員長 本 田 正 男

## 巻頭言

横浜弁護士会 会長 竹森 裕子



安全保障関連法（以下「安保法」）が成立した2015年9月19日について、記念日の名付けを検討していた（社）日本記念日協会は、「9・19いけんの日（平和への思いを忘れない日）」と決めました。法案を「違憲」とする声、自分の「意見」を持ち、「異見」を聞く大切さを訴える声が多かったからとのこと。

2014年7月、安倍内閣は、「集団的自衛権の行使は憲法9条の解釈上許されない。」と歴代政府が積み上げてきた解釈を変更し、2015年、国会に安保法案を提出し、安倍首相自ら、国民に議論の理解が得られていないと認めていながら、9月17日参議院で強行採決をして、安保法を成立させました。

横浜弁護士会は、日本弁護士連合会（以下「日弁連」）及び全国の弁護士会と共に「解釈改憲は立憲主義に反し、集団的自衛権行使を容認することは憲法9条に反し、違憲である。」と訴え、県内各地で集会やパレードなどの街頭宣伝、講演会などの活動を続けてきました。

中でも、8月26日、日弁連内での法曹・学者ら約300人が一堂に会し、「安保法案は違憲」と反対の統一行動をとったことは、日弁連初の事でした。

弁護士法1条は「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。」と定めており、私達弁護士はその使命を果たす責務を負っています。

第二次世界大戦の敗戦という未曾有の苦難を体験して、日本は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍を起こすまいと決意し、恒久平和主義を宣言し、戦争を放棄しました。」（憲法前文、9条）。

戦争が人権侵害の最たるものであることは誰の目にも明らかです。

基本的人権は人が生まれながらに持つ、侵すことの出来ない永久の権利です（同11条）。

しかし、基本的人権の享有を憲法が定めているからといってそれだけで人権が守られるものではありません。それは不断の努力によって保持しなければならないのです（同12条）。権利の上の眠る者は保護されません。

今回の安保法成立の過程は、この真理を正に明らかにしたものでしょう。

憲法は、国の最高法規であり（同98条）、政府や国会議員は憲法を守る義務があります（同99条）。時の政府の判断で、憲法の基本原理や確立した憲法解釈を自由に変えてしまうとすれば、それは憲法を改正したのと同じことになります。これは厳格な憲法改正手続（同96条）を潜脱し、憲法は権力者を縛るためのものであるという立憲主義を否定するものです。

翻って、現在の国会議員を選んだのは外ならぬ私達国民です。2014年12月の衆院選では、安保法など全く争点とされず、戦後最低の52・66%の投票率でした。今日の事態は容易に想定されたことです。国民は自分に見合った議員を選ぶものと言われます。今日の事態を招いたのは、私達にも責任の一端があります。選挙の重要性を噛みしめることになりました。

公職選挙法が改正され、選挙権年齢が18歳以上となり、本年の参院選から実施されます。新たに選挙権を得る18歳以上の若者は、この選挙にどのような投票行動をとるのでしょうか。

憲法9条の歯止めのもとで一人も殺さず殺されることもなかった平和国家日本の姿は失われてしまい戦争に踏み込むことになれば戦争に行くのは、確実に若い彼らです。

民主主義とは何か、国の行方を決めるのは政府ではなく私達国民です。その気概を持って若者ばかりでなく私達も行動することが求められています。

## 憲法問題に対する横浜弁護士会の取組み —安全保障法制の廃止を求めて—

副委員長 千木良 正



### 1. 立憲主義・民主主義の危機

「おかしいだろ、これ。」

これは、2015年9月19日に新潟県弁護士会が発表した安全保障関連法案の強行採決についての会長コメント（全文）です。

弁護士会が発表するものとしては異例の短さのコメントではありましたが、このわずか10文字のコメントの中に、多くの市民の疑問、怒り、感情、思いが凝縮されて述べられていると思います。

横浜弁護士会をはじめ、全国の弁護士会、弁護士会連合会、日本弁護士連合会は、2014年7月1日の閣議決定及び安保法案について、政府が憲法第9条の解釈を変更し、これを踏まえて法律によって集団的自衛権の行使を容認することは、憲法の立憲主義の基本理念、恒久平和主義及び国民主権原理に違反することを、繰り返し指摘してきました。また、後方支援の拡大や武器使用の拡大等の立法も、自衛隊が海外において武力の行使に至る危険性を高めるものとして、同様に憲法に違反することを指摘し続けてきました。

また、この間、学生や子を持つ母親などを含む様々な人々が、デモや集会に参加するなど、安保法案に反対する動きが全国各地に広がりました。もちろん、横浜弁護士会でも、様々なシンポジウムを開催したり、集会・パレードを実施したりして、多くの市民の方々と活動を共にしてまいりました。

そして、国会での安保法案の成立に反対する意見が世論調査の多数を占めるに至っております。

しかし、こうした民意を無視し、十分な議論を尽くさないまま、参議院特別委員会を採決を強行し、参議院本会議において安保法案を採択してしまいました。このようなことは、「おかしいだろ、これ。」以外の何物でもありません。

石川健治教授（東京大学法学部）は、政府が内閣法制局長官を集団的自衛権論者にすげ替え、集団的自衛権の行使容認を閣議決定し、政権与党のみで法案を通してしまうことは、国民を置き去りにした状

態で法秩序の連続性を破壊するものであり、「クーデター」であると称しました。

政府はその後も、日米物品役務相互提供協定の改正や自衛隊の武器使用基準の改定を行い、違憲である安保法の適用・運用を進め、違憲の状態を着々と定着させようとしています。

いまや、我が国の立憲主義・民主主義は「クーデター」により危機に瀕しているのです。

### 2. 立憲主義・民主主義の回復に向けて

あれだけ多くの市民が抗議活動を行い、世論調査において反対の民意が明らかとなっていたとしても、そのような民意を無視してでも与党が採決を強行してしまうことができるのであれば、市民の側でも、「もう何を言っても変わらないだろう。」と諦めてしまいたくなる気持ちも出てくると思います。しかし、それこそ法律を成立させた側の思うつぽになってしまいます。

政権与党側は、「どんなに反対の声が強まっても、数か月すれば国民は忘れてしまうだろう」との思いの下、採決を強行しているのですから、何よりも大切なことは、絶対に忘れないこと、そして絶対に諦めないことです。

憲法に違反する法案は、国会の採決を経たとしても違憲であり、無効であることには変わりはありません。立憲主義・民主主義の回復に向けて、まずはこの違憲状態にある安保法の適用・運用に反対し、その廃止することを求め続けることです。

横浜弁護士会は、法律を廃止させることについて全く諦めていません。これからも法律の問題点を検討し、シンポジウムや集会を行ってまいります。また、法律の廃止に向けた署名活動も行い、国会議員にも働きかけてまいります。従来から行っている、憲法出前講師の派遣も引き続き行います。そのほか、弁護士会としてできることがあれば、何でも行いたいと思いますので、市民の皆さまからもたくさんのご意見、ご要望を頂ければと思います。

たしかに一度できた法律を廃止させることはかな

り難しいことだと思えます。だからこそ、あらゆる角度から運動を展開することが必要となります。現在、いくつかのグループで準備されている違憲訴訟も非常に大切な動きですので、皆さまにも注目をさせていただきたいと思えます。

横浜弁護士会では、これからも市民の皆さまと共に活動を進めたいと思っておりますので、引き続

き、よろしくお願いいたします。

横浜弁護士会ホームページ「憲法の危機を考える」  
<http://www.yokoben.or.jp/profile/gaiyou/torikumi/constitution/index.html#action>



## 横浜弁護士会の2015年の取り組み

- 1月24日 「憲法劇／講演：ヘイトスピーチと韓嫌を考える（阿部浩己氏）」（465名参加）
- 2月21日 「考えよう！集まろう！声をあげよう！集团的自衛権にNO！2. 21かながわ大集会」（約8000名参加）
- 4月 リーフレット「自衛隊についてどんな法律ができるの？戦争をする国にはならないって本当？」作成
- 5月14日 日米防衛協力のための指針の改定合意に反対する会長声明
- 5月25日 集团的自衛権行使等の安全保障法制立法に反対する決議
- 6月10日 「自衛隊は、どこへ、何をしに行くのか～戦場から平和構築を考える～」(伊勢崎賢治氏) (710名参加)
- 7月 9日 七夕パレード (駒澤大学吹奏楽部の楽隊とコラボ) (約500名参加)
- 7月16日 安全保障関連法案の衆議院通過に抗議する会長談話
- 9月 6日 「みんなで止めよう！安保法案 かながわ緊急大集会」(集会&パレード) ゲスト：鳥越俊太郎氏、石坂啓氏、ママの会@神奈川のメンバー (約6000名参加)
- 9月19日 安全保障関連法案の採決強行に抗議する会長談話
- 10月23日 「法律と政府答弁から見る安全保障～トンデモわが国安全保障（倉持麟太郎弁護士）」(144名参加)

その他、各地で街頭宣伝活動。

## 特集

## マイノリティと人権

阿部教授が私たちに突きつけたもの  
～ヘイトスピーチに関する講演から

委員 姜 文江

2015年1月24日に行われた人権シンポジウムかながわ2015において、阿部浩己教授（神奈川県法科大学院）が「ヘイトスピーチと嫌韓を考える」と題する講演を行った。当時はフランスのシャルリー・エブド社が襲撃されるというショッキングなニュースが世界を騒がせた直後であり、表現の自由がクローズアップされたときであったが、阿部教授はその表面的な論調に流されることなく、むしろより深く問題を掘り下げて語った。そして、その講演の報告を書こうとしている今、パリの同時多発テロ事件が起こり、あらためて私は阿部教授の言葉をかみしめている。それをここでお伝えしたい。

「私はシャルリ」と書かれたプラカードが街を埋めた当時は、この問題は【表現の自由と宗教への冒瀆】の対立問題であるかのようにクローズアップされ、フランスの首相は「対テロ戦争」宣言をし、表現の自由を守るために団結し、暴力を用いて「敵」を倒すことも許されるかに思われた。しかし、それまでのフランスによるイスラム圏への軍事的介入やモスクに対する襲撃などの背景事情を考えると、フランスの植民地支配の不の遺産ともいえるイスラム系移民のおかれた困難な状況が見えてくる。社会にはマジョリティとマイノリティとの間に社会的・文化的亀裂が生じており、圧倒的に不平等な関係性という中で今回の「テロ」が起きたのであった。シャルリ事件から私たちが考えなければならないのは、【マジョリティ（多数者）とマイノリティ（少数者）の関係の作り方】であったといえる。

他方、19世紀後半頃から主張された人種主義は、1950年のユネスコ宣言や人種差別撤廃条約等多数の条約・宣言を通じて国際社会では否定され、少数者集団や文化の多様性が尊重・承認され、少数者を単に弱者として保護するのではなく、社会のパートナーとして社会参加を認めるために積極的な配慮や差別是正措置をとる義務が国家にはあることが確認されてきた。しかし現在もなお、人種主義は文化・価値・伝統の違いを根拠とする主張とし

て、社会集団を分断し、不平等（支配と排除）を正当化するという、現代的な広がりをもって根強く残されている。

今日問題となっているヘイトスピーチとは、マイノリティに対する表現・言動による暴力であり、敵意を煽り、ジェノサイドにつながるものであって、人種主義に基づく差別であるとともに、社会に生じたマジョリティとマイノリティを分断する亀裂の表れである。単なる不快な表現ではなく、多数者による少数者に対する差別の扇動であり、暴力なのである。国際法では、表現の自由といえども「他の者の権利の尊重」のためには法律に基づいて制限することは可能であり、昨今の日本の状況を問題視して、直近では2014年7月と8月に国際人権機関が勧告を出した。法務省も、2013年までは法で対処しなければならないほど深刻な状況ではなかったが、勧告後にはヘイトスピーチは許されないものであると啓発型の対処をるところまで変化した。しかし、その後の積極的な解決に向けた動きは見られない。

ヘイトスピーチはマイノリティへの差別であり、これを支えているのは、多数者側の無関心である。私たちはこのような差別を認めないという理念を法律で明確に宣言することが必要である。阿部教授の講演後に国会に提出された「人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律（案）」はまさにこのような宣言法案であったが、残念ながら本原稿執筆時において継続審議となっている。阿部教授は、人種主義が顕現する場として、①エリート層、②日常生活、③制度（法律など）、④政治（政党）を挙げたが、私には弁護士（会）に対しても向けられた課題であるように受け止められた。社会的に見れば、弁護士はエリート層であり、弁護士会は人権団体と呼ばれる。ならば、弁護士・弁護士会は人権・人種主義に対してもっと敏感でなければならない。社会に差別が生じているにもかかわらず、法律や制度があること／ないことを前提に弁護士会が

盲目的に現状を容認することは、人種主義を支えることにつながる。私たち弁護士は、積極的に差別解消のために行動しなければならないのではない。

また、阿部教授は、差別は人間集団の分断を促進し、敵味方関係を構築するものであり、これはアメリカとの同盟関係による軍事力行使を認める集団的自衛権・安保体制にもつながる問題であると指摘し

た。

これらは、私たちはどのような社会を作りたいのか、社会に生じている亀裂・分断に対して私たちがどう取り組むかという問題でもある。分断を力で抑えるのか、それとも、他者を理解・想像することで平等な関係を築き、分断を埋めていくのか。過去の過ちを繰り返してはならない。

## 特集

# マイノリティと人権

## 差別されている子どもたち～朝鮮学校の生徒たち～

委員 高橋 瑞穂

「朝鮮学校」ってどんな学校でしょうか。「北朝鮮が支配している学校?」、「北朝鮮を強く支持する教育をしている学校?」なのではないでしょうか。神奈川県には神奈川朝鮮学園が運営する10の朝鮮学校があります。現在朝鮮学校は、各種学校の中で、唯一高校無償化の対象から外されています。また、神奈川県、横浜市、川崎市からの補助金も2013年以降凍結、中止、減額等の状態にあります。これらの行政の対応の原因が北朝鮮による拉致事件等の日本と北朝鮮との外交関係にあることは明らかです。しかし、そもそも「朝鮮学校」=北朝鮮の学校、と見る見方は正しいのでしょうか。

朝鮮学校は、祖国を離れ自国の言葉を使うことが許されなかった在日コリアンの人たちが、第2次大戦後につくった民族学校からはじまるものです。やっと自国の言葉を使えるようになったものの、日本で生活する中で、次第に民族のアイデンティティを失うことを危惧した人たちが作った学校ですが、その後祖国が分断してしまうという政治状況の中に置かれました。その後朝鮮学校は、韓国よりは北朝鮮との関係を強めていきますが、その背景には韓国、北朝鮮、日本の政策が複雑に関係しています。現在の朝鮮学校の生徒の保護者の中には様々な考え方があり、北朝鮮に対する考え方も一様ではないということです。

朝鮮学校ではハングル語で授業が行われ、ハングル語の教科書が使われています。生徒の中には、韓国籍の方も数多くおり、全員が無国籍という状況ではありません。また朝鮮学校の卒業生の多くは、日

本の社会の中で進学、就職し、日本の社会の中で生活しています。以上のようなことを見ていくと、朝鮮学校は、「北朝鮮の学校」とか、「一つの国を信奉している学校」などと単純に言えるものではないのです。

2015年、私は神奈川朝鮮高級学校の3年生の生徒から話を聞きました。そのうちの一人は「自分たちが中学校に入学した2010年に、朝鮮学校は高校無償化の対象から外されてしまった。その時自分の先輩たちは、署名活動など様々な反対運動をしていた。このまま自分たちが高校を卒業してしまうと、自分の後輩は、朝鮮学校だけが差別されている今の状況が当たり前であると思ってしまいかもれない。それではいけないと思い、何かできることがないかと思っている。」と、切実な思いを伝えてくれました。さらに別の生徒は「私は、小学校の時は自分が朝鮮学校の生徒であることを日本人に知られるのが怖かった。でも学校の先生や、家族の話を聞いて、勉強をしていくにつれて、自分の日本人の友達にも、朝鮮学校のことを知ってもらいたいと思い、勇気を出して話すことを始めた。そうしたら友達も朝鮮学校のことを少しずつ理解してくれた。」という話をしてくれました。私は身近なところに、こんなに自分の学校を愛し、また差別を受けていることに傷ついている高校生がいること、そして彼らが自分たちのことを言葉で外部に伝えようとしていることに、深い感銘を受けました。

横浜弁護士会では、2012年に国に対し「一部外国人学校を高校無償化制度の対象外とする文部科

学省令の改正に反対するとともに、朝鮮高級学校を含むすべての外国人学校に対して、速やかに高校無償化制度が適用されることを求める会長声明」、2014年に県に対し「神奈川朝鮮学園に通う児童・生徒に対して、他の外国人学校に通う児童・生徒と同様に、補助金を交付することを求める会長声明」、2015年に横浜市及び川崎市に対し「横浜市及び川崎市に対し、学校法人朝鮮学園に対する、補助金予算の執行停止及び予算の減額の措置を見直すことを求める会長声明」を出しました。しかし朝鮮学校は高校無償化の対象から外されたままですし、横浜市や川崎市の対応は今のところ変わっていません。県は、2014年から各種学校に対する補助に替え、外国人学校生徒等支援事業をスタートさせ、朝鮮学校の生徒の保護者に対しても、補助が実施されました。しかし県は、予算執行の要件として、拉致問題に関する教科書を作ること等が条件であるかのような姿勢をとっており、行政が教育に干渉している状況があります。(なお付言すれば、朝鮮高級学校では従来から拉致問題が重大な人権侵害であることを授業で教えています。)

近年、ヘイトスピーチに対する規制の問題が取り上げられています。京都の朝鮮学校に対するヘイトスピーチに対しては裁判所が差し止めの判決まで出しています。特定の民族や集団を対象とするヘイトスピーチは許しがたい問題です。しかし高校無償化や補助金などの制度の中で、朝鮮学校が差別されている現状では、行政によるヘイトスピーチの規制も実効性のあるものとはなりません。

また、国は、2013年にいじめ防止対策推進法を定め、これに基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針」を発表しています。その中では、「児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を養う」ことが必要とされています。また最近では、義務教育をフリースクールで行うことを認める方針を取り始めています。これらの施策が目指すところは、個々人の違いや様々な形態の学校を認め、多様な人々の人権を尊重するということにあると思います。このような流れの中で、朝鮮学校だけが差別されている状況は、異様に見えます。そして朝鮮学校への差別が残っている限り、あらゆる少数者への偏見は、根源的にはなくなると言えるでしょう。

現在でも一部のマスコミは、朝鮮学校に対する補助金の問題を、執拗に取り上げ続けています。これは北朝鮮との関係がある者へのあらゆる支援は許さない、という姿勢の表れではないかと思います。しかし、朝鮮学校の実態がどのようなものなのか、また、朝鮮学校が現在のような教育を行っているのはなぜなのか、生徒たちは何を感じているのか、それらの背景を理解しないで批判を続けるのは「偏見」と言わざるを得ないのではないかと思います。

朝鮮学校では授業の公開なども行われています。皆さん一人一人が、イメージにとらわれず、現在とられている政策やマスコミ報道が正しいものなのか、目で見て考えてみていただければと思います。

## 特集

## マイノリティと人権

調停委員・司法委員および人権擁護委員の  
実質的国籍要件について

副委員長 櫻井 みぎわ

横浜弁護士会（以下「当会」という）は、2015年7月8日、調停委員・司法委員および人権擁護委員についての実質的な国籍要件に関する意見書を発表した。

内容は、以下の二つである。

一つめは、最高裁判所に対し、「弁護士となる資格を有する者、民事もしくは家事の紛争の解決に有用

な専門的知識を有する者または社会生活の上で豊富な経験知識を有する者で、人格識見の高い年齢40年以上70年未満の者」であれば、日本国籍の有無にかかわらず、等しく民事調停委員及び家事調停委員に任命することを求め、また、司法委員についても、同じく、日本国籍を有することを選任要件とする取扱いを速やかに変更し、日本国籍の有無にかか

ならず、適任者を選任する扱いとするよう求める、というものである。

二つめは、人権擁護委員の選任に関して、人権擁護委員法6条が、市町村の議会の議員の選挙権を有する住民から選任するとして、実質的な国籍要件を定めていることについて、憲法14条に違反するので、国会においてただちに見直すことを求める、というものである。

当会には、外国人（日本国籍を有しない者を指す。以下同じ。）の会員で、調停委員・司法委員に相応しい人格識見を有しながら、これまでの最高裁判所の運用からして、調停委員・司法委員に任命されることはないと予測される会員がいる。また、人権擁護委員としても適任でありながら、外国人であるため、市町村議会の議員の選挙権を有しておらず、法律上、人権擁護委員への就任が認められない会員がいる。

このような取扱いは、弁護士だけでなく、一般の市民であっても同じであり、調停委員・司法委員あるいは人権擁護委員に適任であったとしても、外国人であれば、これらの委員への就任は認められない。

このことは憲法14条に違反する差別ではないか。これを問うたのが本意見書である。

最高裁判所は、外国人の公務就任権について争われた「東京都管理職選考国籍条項訴訟」において、「国民主権の原理に基づき、国及び普通地方公共団体による統治のあり方については日本国の統治者としての国民が最終的な責任を負うべきものであること（憲法1条、15条1項参照）」に照らし、「住民の権利義務を直接形成し、その範囲を確定するなどの公権力の行使にあたる行為を行い、若しくは普通地方公共団体の重要な施策に関する決定を行い、又はこれらに参画することを職務とするもの」（以下「公権力行使等公務」という）に外国人が就任することは、日本の法体系の想定するところではないという判断を示している（最大判平成17年1月26日）。

本件意見書は、この最高裁判所の判断を前提に、調停委員・司法委員および人権擁護委員の従事する公務の内容は、いずれも、「公権力行使等公務」に該当しないから、ただちにその運用を改め、または法律の見直しをするよう求めている。

（詳細は横浜弁護士会のHPに全文が掲載されているのでご覧いただきたい。<http://www.yokoben.or.jp/profile/gaiyou/statement/2015/post-216.html>）

当会では、調停委員・司法委員の選任に関し、最高裁判所が外国人を排除する運用を行っていることを知りつつ、これまで、これについて抗議する意見書等を出してこなかった。日本国籍を有する当会会員の多くがこの問題に関心が乏しかったことを白状しなければならない。また、今回、当会が、人権擁護委員の推薦をするにあたり、人権擁護委員法に実質的な国籍条項があることが判明し、そのほか、民生委員・児童委員など、広く市民社会において、住民の立場から、社会福祉の増進に努める人たちにも、同じように実質的な国籍条項が課されていることも分かった。そして、ほかにも法律上・運用上の国籍要件は広く残されている。見ようとしなければ見えてこないものはたくさんあったのである。

さらに、本問題を考えるには、差別の問題とともに、「国民主権」という概念とも真剣に向き合わなければならない。

本意見書では踏み込むことができなかったが、最高裁判所は上記のとおり、「国民主権」の原理から、公権力行使等公務員には日本国籍を有する者が就任することが想定されている、という前提に立っているが、果たしてこれは正しいのだろうか。上記最高裁判決には、滝井裁判官及び泉裁判官の少数意見が付されており、日弁連も、2005年1月28日付日弁連会長談話において「本判決がいう『公権力行使等地方公務員』とはそれだけでは必ずしもその範囲を明確にすることができないだけでなく、都が一律に管理職への就任の道を閉ざすことを是認することは、在日外国人、特に特別永住者の法の下での平等、職業選択の自由を軽視するものであるといわざるを得ない。」と批判しているところである。

そもそも、「国民主権」の概念は、「君主主権」に対する概念として、統治権を行使する主体が統治権の行使の客体と同じであることを意味するにすぎないのではなかったのか。私たちは、英文の日本国憲法においてpeople（すべての人々）と記されている単語が、日本語訳に際し「国民」（国民であればnationのはずである）と訳されているという事実や、また、日本政府が、サンフランシスコ講和条約発効に伴う通達によって、在日コリアンなどから一方的に日本国籍を剥奪したという歴史的事実も思い出さなければならないだろう。

この問題は、そもそも、誰がこの国のあり方を決める権利を持つのかという近代民主主義の意味を根

底から問い直すことにもつながっている。

「民主主義ってなんだ!？」とは、2015年夏、若者たちから突き付けられた問いである。私たちは改めてこの問いの根源的意味にきちんと向き合う必

要がある。

私たちのめざす民主主義は、決して国籍などに縛られた狭隘なものではないはずなのだ。

## 特集

# マイノリティと人権

## 刑務所における書籍閲覧不許可に対する勧告事件

委員 小宮 玲子

2014年12月11日、横浜弁護士会は、横浜刑務所が、男性同士の恋愛や性行為等の表現のある小説や漫画単行本、雑誌をはじめ、同性愛等の性やその歴史等について記載した書籍等につき閲覧不許可処分をしたことに関し、これは性的嗜好を理由とする差別的取扱であり、憲法上保障されている申立人の図書閲覧の自由を侵害するものとして、今後このような人権侵害行為に及ぶことのないよう勧告しました。

### 【事件の概要】

#### 1 本件書籍等の閲覧不許可処分

本件人権救済申立事件の申立人は、横浜刑務所に収容中の受刑者である男性でした。申立人は「同性愛者（両性愛者であることを含む）」を自認するところ、横浜刑務所において、男性同士の恋愛や性行為等の表現のある小説・漫画単行本、雑誌、同性愛等の性やその歴史等について記載した書籍等、合計38冊につき購入願い等を出しましたが、いずれの書籍類についても閲覧不許可処分となりました。

閲覧不許可となった書籍類には、いわゆる成人誌4冊も含まれていましたが、その他は、「ボーイズラブ」といったジャンルで称されるような男性同士の恋愛や性行為等の描写がある小説・漫画が掲載されている雑誌類31冊、同様に男性同士の恋愛や性行為等の表現がある小説2冊、そして同性愛等の性、歴史等について記載された書籍5冊で、この中には、海野弘『ホモセクシャルの世界史』（文藝春秋）、デニス・アルトマン『ゲイ・ア

イデンティティー-抑圧と解放』（岩波書店）といった書籍も含まれていました。

なお、横浜刑務所では、全編にわたって異性間の性行為等が掲載されている成人誌については閲覧を許可しており、実際、申立人もこのような成人誌の購入願いを出したところ閲覧が許可されていました。

#### 2 本件書籍等の閲覧不許可処分の理由

横浜刑務所が本件書籍等に関し閲覧不許可処分とした理由は、申立人に本件書籍を閲覧させることにより、「ア. 申立人を周囲の者の好奇の目にさらし、また、周囲の者の不適切な対応を助長するおそれが高いことから、申立人の矯正処遇の適切な実施に支障を生じるおそれが認められる、イ. 申立人の性的欲求をあおり、申立人が所内において本件書籍等に掲載されているようなわいせつ行為を他の者に行い又は企図するおそれがあること、また、周囲の者が、申立人を同性愛者であると思い、申立人に対してわいせつ行為を行い又は企図するおそれもあることから、刑務所の規律及び秩序を害する結果を生じるおそれが認められる」というものでした。

なお、申立人は、本件閲覧不許可処分に関し、国を被告として処分取消し及び国家賠償を求めて訴訟提起したところ、国は、閲覧不許可処分の理由の一つとして、「本件書籍が歪んだ性認識による性犯罪を助長するものであり、原告の処遇要領に照らし、その内容を閲覧させることにより、原告の改善更生及び円滑な社会復帰の妨げになるおそれもある」ことを答弁書内で挙げていました。

## 【勧告の理由】

### 1 刑務所内における図書閲読の自由の保障

図書閲読の自由は、刑務所内であっても当然、憲法上保障されているもので、最高裁判決平成18年3月23日も、「表現の自由を保障した憲法第21条の規定の趣旨、目的にかんがみると、…受刑者の性向、行状、監獄内の管理、保安の状況、当該信書の内容その他の具体的事情の下で、これを許すことにより、監獄内の規律及び秩序の維持、受刑者の身柄の確保、受刑者の改善、更生の点において放置することのできない程度の障害が生ずる相当のが然性があると認められる場合に限って、これを制限することが許されるものというべきであり、その場合においても、その制限の程度は、上記の障害の発生防止のために必要かつ合理的な範囲に留まるべきものと解するのが相当である」としています。また、国連の被拘禁者処遇最低基準規則第39条・第40条にも、雑誌等の閲読の自由、図書館の設置・利用につき規定されています。

### 2 本件における図書閲読の制限

ところが、本件においては、そもそも成人誌指定すらされていない書籍30冊を含む本件書籍について、単にそれらが男性同士の恋愛や性行為等に関する書籍であることをもって、「ア. 申立人を周囲の者の好奇の目にさらし、また、周囲の者の不適切な対応を助長するおそれが高いことから、申立人の矯正処遇の適切な実施に支障を生じるおそれが認められる」などとして、申立人の図書閲読を全面的に不許可としました。しかし、かかる理由づけは、「〇〇であるがゆえに好奇の目にさらされ、周囲の者から不適切な対応をされるおそれのある者」の側において本来的に保障されている自由を制限するという理論であり、看過しがたいものがあります（ここの「〇〇」に、皆様のほうで他に考えつくものをあてはめてみてください）。

また、本件書籍に含まれる、男性同士の性行為等が掲載されている成人誌4冊についても、受刑者において一般的に閲読可能とされている異性間の性行為等が掲載された成人誌と比較しても、その「わいせつ性」の程度においては何ら変わると

ころはないと評価できるものでした。にもかかわらず、横浜刑務所が、このような成人誌に加え、成人誌を除く他の本件書籍についても、「イ. 申立人の性的欲求をあおり、申立人が所内において本件書籍等に掲載されているようなわいせつ行為を他の者に行い又は企図するおそれがある」などとして閲読不許可としたことは、憲法14条に定める平等原則の観点からも、性的嗜好による不合理な差別的取扱と言わざるを得ません。

以上は理由の概要ですが、記事冒頭にあるとおりの勧告を出すという結論に達しました。

## 【調査を通じての所感】

本件を担当した事件委員は、男性2名、女性2名の4名でした。本件に関しては、類似の事案につき、2008年、東京弁護士会が東京拘置所に対し警告をおこなっていましたが、私たち事件委員は、まず本件に対するそれぞれの率直な所感を明らかにし、意見交換することから始めました。各委員の意見はそれぞれでしたが、その意見の背景にある「感覚」や「価値観」に、少しずつ「根拠」、「法的根拠」を付しながら議論を交わすという経過を繰り返し、活発に（たまに脱線しつつも）議論を重ねました。実際に閲読不許可となった書籍類のみならず、刑務所内で閲読を許可されている成人誌も申立人からの貸出しを受けて目をとおり、検討も白熱しました。

「他人の人権」について考え、他者との間で議論するとき、自分自身の持つ価値観や感覚もまた、他者の目に晒され、鍛えられ、事件委員間での議論はとても充実した、貴重な経験となりました。このような個人的体験からも、できるだけ多くの会員の方々に、個別の人権救済申立事件を実際に検討してみることを通じて、人権及び人権侵害につき弁護士が社会に発信する意義というものについて「他人事」ではない関心を持っていただけたらと願っています。

# 自衛隊機の夜間飛行に差止め命令

—苦節40年の厚木基地騒音訴訟に光明—

委員 福田 護



## 1 史上初の軍用機飛行差止め判決

2014年5月21日と2015年7月30日は、忘れがたい日となった。第4次厚木基地騒音訴訟についての、横浜地裁と東京高裁の判決の日である。地裁判決は、国に対し、厚木基地において夜10時から朝6時まで自衛隊機を運航してはならないと命じ、高裁判決も、差止めの期間を現状の騒音状況継続が予測可能な2016年12月末までと限定したが、地裁の差止め命令を維持した。これから最高裁である。

これまで、大阪空港について、1973年の地裁判決と1975年の高裁判決が民間機の夜間離着陸の差止めを命じた例はあったが(最高裁で取消)、軍用機の差止めは史上初めての判断となった。さらに高裁判決は、過去の騒音被害に対する損害賠償だけでなく、差止めと同じ2016年12月末までの期限付きであるが、判決後も毎月一定額の賠償を原告らに払い続けよ、という将来の損害賠償を認めた。これもまた、大阪空港高裁判決以来であり、軍用機については初めての判断となった。

ところで、厚木基地は自衛隊と米軍が共同使用をしている。その中で特にうるさいのはジェット機を中心とする米軍の空母艦載機である。しかし、今回の判決も、この米軍機の差止め請求に対しては、これまでの判例にならった型どおりの棄却判断となった。ここには、安保条約に基づいて日本に駐留する米軍の行為を、日本の裁判所がどう判断するのか、できるのかという、各地の米軍基地に共通の大きな課題がある。

## 2 航空基地の騒音被害を考える

神奈川県は、沖縄県に次ぐ「第二の基地県」ともいわれる。大きな米軍基地だけでも、厚木基地のほか、横須賀基地、相模補給廠、キャンプ座間、池子住宅地区などがある。

厚木基地は、県央の大和市と綾瀬市に約500haという広大な面積を占める航空基地で、海上自衛

隊とアメリカ海軍が共同使用をしている。大きな特徴は、ここが横須賀基地を母港とする米軍空母の艦載機約80機の根拠地になっていることで、これら米軍機は、厚木基地を中心として離着陸や旋回訓練飛行を行っている。なかでも戦闘攻撃機FA-18ホーネットなどのジェット機の騒音は、120デシベルにも達する比類のない巨大なもので、現地に行くとその轟音の渦に辺り一帯がのみ込まれてしまう感覚に圧倒される。自衛隊機もまた、プロペラ機が中心であるが、厚木基地を根拠に、訓練飛行や対潜哨戒などを行っている。

こうした航空機が飛び交うその下には、神奈川県で第2位の人口密度を有する大和市など、人家が密集した市街地が広がっている。国が住宅防音工事を必要とする騒音障害区域として指定した基地周辺地域には、24万4000世帯が居住し、騒音影響人口は150万人とも200万人ともいわれる。これほど多くの人々に騒音被害を及ぼしている飛行場は、世界でも他に存在しないと思われる。

第4次厚木基地訴訟の上記地裁・高裁判決は、その被害の重大さ、広汎さを指摘し、とくに夜間の睡眠妨害は健康への悪影響が心配される深刻なものと認定した。このことが、夜間の一部時間帯に限られはしたものの、自衛隊機の飛行差止め判決につながったとみられる。

厚木基地の航空機騒音は、滑走路の大改修工事が行われた1960年以来激化し、被害は半世紀以上に及ぶ。第1次訴訟を提起した1976年からでも40年。そしてこの間の騒音状況が受忍限度を超える違法なものであることは、1次訴訟から4次訴訟の確定判決で、法的にも明らかにされている。

つまり、誰よりも率先して法を守らなければならない国が、繰り返し裁判所から違法の宣告を受けながら、みずから自衛隊機を飛ばし、米軍機に基地を使わせて、違法状態を続けている。そんな状態が罷りとおっているのが、厚木基地ばかりでなく、横田基地、小松基地、岩国基地、嘉手納基地、普天間基地などの軍用航空基地周辺の実態なのである。

本来、このような状態を放置することは許されず、司法は、その違法状態を根本から是正させるべき使命を有する。第4次厚木基地訴訟のこのたびの判決は、ことの重大性からすれば、まだまだ問題解決にほど遠い。しかし、第1次訴訟の提訴以来40年を経てようやくの、ささやかな一歩になった。

### 3 米軍機は「治外法権」なのか？

航空基地騒音問題の最も大きな部分を占めるのが、米軍機の騒音問題である。しかしそこには、「第三者行為論」と呼ばれる最高裁判例の高い壁がある。1993年2月25日、厚木基地1次訴訟と横田基地1・2次訴訟について同じ日に言い渡された最高裁判決の壁である。

判決は、国と米軍との関係は安保条約等に基づくものであるから、国は条約等に特別な定めがない限り、米軍の飛行場の管理運営の権限を制約し、活動を制限しえず、住民が国に対して米軍機の差止めを請求するのは、国の支配の及ばない第三者の行為の差止めを求めるものとして「主張自体失当」として

棄却を免れない、というのである。

しかしそれでいいのだろうか。日本はれっきとした主権国家のハズである。日本の主権が及ぶ日本国内において、米軍であろうと誰であろうと、日本の法律に照らして違法な行為は許されないし、裁判所はそれをやめさせることができなければならない。たとえ、安保条約に基づいて米国に基地が提供されていても、米軍の国内での行動は、主権国家である日本が了解した範囲内でしか許されないはずである。では、日本は基地を提供することで、米軍に違法な行為まで許し、国民の権利が奪われることをも許容したのだろうか。そうではあるまい。それは、米軍に「治外法権」を認めることになる。

司法は、このような状態を是認してはならない。安保条約は高度の政治性を有するのでその違憲かどうかの判断は司法審査になじまないとした砂川事件最高裁判決があるが、米軍による具体的な国民・市民の権利侵害は、政治問題ではない。米軍であっても違法な行為は差し止める——それだけの英知と矜持を、私たちは司法に期待したい。



## 部会報告

### 両性の平等に関する部会

部会長 齊藤 秀樹

#### ◆月例部会

活動の基本は、月1回の部会である。子育て世代が多いことから、部会は午前中に開催している。支部から参加してくる熱心な部会員に支えられている。日弁連や行政の委員を兼務している部会員が多く、様々なテーマについて議論している。ここ数年はハーグ条約をはじめとする子の監護に関する論点が多いが、他にも、法律事務所内での弁護士によるセクハラ防止対策や育児休業に関する規程などを検討し実現させるなど幅広い分野を扱っている。

#### ◆女性相談員との協議会

定期的に県内の女性福祉相談員との協議会を設けている。弁護士会と女性相談員との協議会は全国的にも珍しい企画と聞いている。平成15年に横浜市との協議会を開始し、その後川崎市、さらには県内各地の相談員と定期的に協議会を開いている。

当初は、被害者を支援する立場の相談員（行政側）と弁護士会とで意見が合わないことも多かったが、回を重ねるにつれて、実りのある意見交換がなされるようになった。母子の保護に主眼がある行政機関と司法手続きを依頼される弁護士とでは、微妙に立ち位置が異なることに双方が理解できるようになったことは大きな成果だと自負している。

その結果、行政と弁護士会とが相互に役割を補完しあうようになってきた。DVなどで避難してきた女性に対し、行政機関が専門とするところと、弁護士が力を発揮できる場所とは異なり、これを意識して使い分けるとより一層、効果的な支援ができる。こうした交流をさらに広げていく必要があると考えている。

#### ◆女性の権利110番

毎年6月23日から29日までの「男女共同参画週間」に日弁連との共催で、女性の権利110番を全国一斉で行っている。本年度も6月23日に実施した。

一日限りの電話無料相談なので、PRが重要で、神奈川県にも後援に入ってもらうなど、毎年苦心しているが、幸いなことにここ数年はメディアに紹介してもらえているので、相談件数（本年度69件）は全国有数といってよい。神奈川県内のみならず、関東甲信越地方、さらには海外からも相談電話が掛かってくるほどの盛況である。居ながらにして弁護士と無料で直接相談できる機会の重要性を痛感するところである。

#### ◆プレシンポの実施

9月には日弁連人権大会のプレシンポジウムとして貧困問題対策本部とタイアップして、「女性と労働～日本の貧困化をくいとめるために」をテーマに竹信三恵子和光大学教授に、さらには、一般社団法人インクルージョンネットかながわの鈴木晶子代表理事にそれぞれ講演を御願した。日曜日の午後という時間で来場者数が心配であったが、大勢の参加者があり、かつ、質疑応答を含め熱心な議論も行われ充実した時間であった。

女性の貧困は、当該女性だけでなく、多くのケースで子どもの貧困に繋がっており、日本の未来を築きあげる人材の育成にもっと社会資源をつぎ込んで欲しいと痛感する。

#### ◆部会員を募集しています

部会のメンバーがやや固定化しつつあり、意外と女性会員が少ない（これは全国的にみてとても珍しい）ので、関心ある会員には積極的に参加してきて欲しい。

## 部 会 報 告

## 外国人の権利に関する部会

部会長 小豆澤 史絵



「外国人の権利に関する部会（通称「外国人部会」）は、その名の通り、日本にいる外国籍の人々の権利を擁護するための活動を行っています。

具体的には、外国籍の住民に対する法律相談の主催や、国際交流協会等が行う相談会への弁護士の派遣、在留資格や難民問題に関する勉強会の実施、外国人の人権にかかわる問題に関する提言等、様々な活動を行っています。

ここ数年始めた活動としては、東京入国管理局横浜支局の収容施設への無料出張法律相談会の開催があります。約2年間の試行期間を経て、平成26年度から定例化し、年3回の相談会を実施しています。

また、2014年7月、朝鮮人学校に対する補助金の問題に関する会長声明を発表しましたが、これに関連して、有志の弁護士が朝鮮人学校を訪問し、また、朝鮮人学校の先生や生徒の方々を弁護士会に招待する等して、交流を深めています。

今後外国人部会として取り組まなければならない問題の一つが、神奈川県内での外国人家事支援労働者の受け入れです。あまり知られていませんが、神奈川県は、国家戦略特区として、大阪府と並んで、全国に先駆けて、外国から家事支援労働者を受け入れることを決めました。現在その準備が進められていますが、実際にどのような受け入れ態勢になるのか、その詳細はまだ十分に明らかになっていません。政府は、家庭での直接雇用は認めず、日本人と同等の賃金を保障するとは言っていますが、技能実習生の問題のように、受け入れ後に様々な問題が起きることが懸念されます。そこで現在部会では、関東弁護士会連合会の「外国人の人権救済委員会」の協力を得て、外国人家事支援労働者に関する情報を収集すると共に、受け入れ後の相談体制の整備等の検討を始めています。

ところで神奈川県は、東京、大阪、愛知に次いで、全国で4番目に外国人の数が多く、その出身国も、中国や韓国・朝鮮を初め、ベトナムやフィリピン、南米等、実に様々です。こうした多様な外国籍住民

の存在を背景に、外国籍の人たちを支えるNPOや各地の国際交流協会等の活動が非常に活発なもの、神奈川県の特徴の一つです。外国人部会には、こうしたNPOとつながりのある部会員もいますが、個々のつながりにとどまり、なかなか部会としての連携にまで発展させることが出来ていないのが実情です。

外国人の事件を扱う上で、NPO等の支援者の方々とのネットワークを築くことはとても重要です。外国人部会では、昨年、外国籍の子どもたちへの学習支援を行っている「信愛塾」を訪問しました。今後もこうしたNPO等との交流を深め、特に若い世代に、ネットワークの重要性と連携の面白さを伝えていきたいと思っています。

法律家の支援を求めている外国人はとてもたくさんいるのですが、残念ながら外国人事件は弁護士業務として未だ一般的ではありません。それでも、毎年実施している新入会員対象の入管法研修の受講者の中から、徐々にですが、外国人事件を取扱う弁護士の数が特に若手会員の中から増えてきています。外国人部会では、部会として外国人に関する人権課題に取り組むだけでなく、それぞれの部会員が担当している個別事件に関する悩みを相談したり、情報や意見を交換する時間を設けています。たまたま受けた外国人の事件の進め方で悩んでいる方、あるいは、今後外国人の事件をやってみたいという方、ぜひ、部会に参加していただければと思います。



## 部会報告

### 働く人の権利に関する部会

部会員 石畑 晶彦



#### 1 はじめに

横浜弁護士会では、人権擁護委員会の中で、働く市民の方の権利を守るための部会が独自にあり、それが「働く人の権利に関する部会」です。私は弁護士になりたての頃から、この部会で活動してきました。そこで、この場を借りて、これまでの活動報告、今後の活動予定（宣伝も含む）をしたいと思います。

#### 2 活動報告

##### 1 大学就職課とのつながり、若者の就職支援への取り組み

本部会の特徴的な取り組みともいえる、大学就職課とのつながり、若者の就職支援への取り組みについてご紹介します。

最近、いわゆるブラック企業の問題があり、就職に関して不安を持っている学生は多く、他方で、学生から相談を受ける大学の就職課でも、内定の取り消しなど法律に関する相談を学生から受けた際に、回答に悩むことも多いだろうということで、今回の取り組みは始まりました（もちろん、弁護士でも実情を知りたいという思いもありました。）。

まず、大学就職課との関係では、2014年、初の協議会を開いて、神奈川県内の大学の就職課の担当者の方々と協議をしました。協議の中では、内定取消のような法律問題だけでなく、むしろ学生に対して、「他の会社を全て断ったら内定を出す。」「大学の推薦書を提出しなさい。そうでないと内定は出せない。」など言った会社の側が内定辞退を拘束するような問題について議論がなされました。とても難しい問題ですが、大学就職課と弁護士がネットワークを作ることで、このような問題が徐々に解消されていくのではないかと思います。大学の就職課の方々にも、とても好評だったので、今後のネットワーク作りも含めて、来年も協議会を実施すべく検討中です。

次に、2015年は、大学生とその親を対象に「就活前に知っておきたい5つの危険とワークルール」と題して、上西充子教授にお越しいただいて、講演会をしました。

講演の参加者の割合としては、就職の当事者である学生よりも、むしろ学生の親が多いという印象でした。当初は参加者がほとんどいないのではという不安はありましたが、ふたを開けてみると大盛況で、就活に詳しい上西教授の講演だけあって、とてもわかりやすいものでした。上西教授は内定をもらうことももちろん大事だが、就職後離職しない会社を選ぶことが大事であると力説しており、そのためのポイントの説明もとてもわかりやすいものでした。私が学生に戻れたら、ぜひ上西先生の講演を聞いてから就職活動をしたいと思います。

今後はこの活動をしっかりと知らせた上で、次回の講演をより充実させていきたいと思います。

##### 2 新人弁護士、司法修習生に対する取り組み

その他にも本部会では、毎年、新人弁護士向けに、労働法の基礎や労働審判制度の講演会などを実施してきました。労働法の基礎からの講演のため、労働者側だけでなく、会社の側で事件に取り組む弁護士にとっても良い講演であったと思います。

また、毎年、法律家の卵である司法修習生向けに、模擬労働審判を実施し、労働審判の手続きの流れについて、理解をしてもらっています。私も修習生の頃に参加しましたが、労働審判の流れが実践的に理解できる講演でとてもよかったです。

##### 3 今後の予定

今後の予定ですが、2016年の2月に、上西教授にお越しいただいて講演をする予定です。また、大学の就職課との協議会の実施を検討しているところです。

今後もこれらの活動を通じて、働く人の権利に関する活動を続けていく所存です。

## 委員会報告

### 2015年の人権擁護委員会の活動について

委員長 本田 正男



#### 1 人権擁護委員会の活動について

人権擁護委員会の活動は、およそ2種に分かれます。

1つ目は、人権侵害を受けたという市民からの申立てを受けて調査を行い必要があれば人権侵害行為を行った相手に警告や勧告を発する人権救済活動です。弁護士法1条1項は、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」と規定していますが、この規定を受け、横浜弁護士会においても、弁護士会として、人権侵犯事件に対する調査・措置を行う制度が設けられているのです。

もう1つの活動は、様々な人権課題についての調査研究や、講演会や学習会の企画、無料相談の実施などを行う活動です。様々な人権課題について専門に調査研究するため、人権擁護委員会では委員会の中にさらに以下の5つの部会を設け、全体委員会とは別に並行して部会単位でも活動を行っています。

- ①両性の平等に関する部会（性別によって社会的に弱い立場に置かれてしまっている女性の権利や福祉を図る視点から、DV被害者の保護や性別にまつわる人権問題に取り組んでいます。）
- ②憲法問題及び基地問題調査研究部会（横浜弁護士会では2年ほど前に憲法を取り巻く危機的な状況に対応するため憲法問題に包括的にまた正面から取り組む組織として憲法問題対策本部が立ち上がりましたが、基地部会では、この憲法問題対策本部とも連携をとりながら、憲法を土台に米軍基地の孕む諸課題に取り組んでいます。）
- ③外国人の人権に関する部会（入管実務や難民援助、外国人の法律相談など日本国籍がないことから弱い立場にある方々の人権問題に取り組んでいます。）
- ④働く人の権利に関する部会（労働審判や働く人相談、110番活動などいわゆる労働者側の立場から、使用者側に比較して社会的に弱い地位

にある方々の人権問題に取り組んでいます。）

- ⑤医療と人権部会（医療に関する諸問題に取り組んでいます。）

このうち人権かながわ2015では、①・③・④の3つの部会から個別に部会の活動報告を執筆してもらっていますので、そちらもご参照ください。

#### 2 人権救済申立事件と勧告事案について

人権救済事件の申立件数については、ここ数年は年間40件程で推移してきましたが、2015年は11月末までに16件という件数に止まっています。申立てのうち半数程は例年横浜刑務所内における人権侵害行為を問題にするものですが、その他にも刑事事件手続きや、福祉施設における虐待など各種の人権侵害行為について申立てがあります。

そして、この1年間を振り返りますと、2014年12月に横浜刑務所に対して書籍の閲覧不許可に関して1件、2015年3月にやはり横浜刑務所に対して雑誌の宅下げ手続きに関して1件、それぞれ勧告を出しています。前者の事件については、別に事件報告の頁を設けていますので是非ご参照ください。ちなみに、横浜弁護士会のホームページには、2006年度以降の人権救済勧告等の一覧も掲載されていますので、よろしければそちらもご参照いただければと思います。

<http://www.yokoben.or.jp/profile/gaiyou/torikumi/jinken/kankoku/index.html>

弁護士会の人権救済活動は、弁護士法の規定する基本的人権の擁護を実現する活動として、弁護士や弁護士会の存在意義を支える本質的で大切な任務の一つです。その意識と誇りを胸に今後とも人権擁護委員会の活動の一層の充実や活性化を図っていきたいと思っています。